第二条の二第一項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第六号中「応じ」を「応じ」に改め、同項第九号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加え、同条第九項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第八号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加え、同条第十二項中「の各号」を「に規定する場合には、同号」を加え、同条第十二項及び第十六項中「の各号」を削る。

第二条の三第一項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第六号中「応じ」を「応じ」に改め、同項第九号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加え、同条第十二項中「の各号」を削り、同条第十六項中「の各号」を削り、同項第五号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改める。

第二条の四第一項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第六号中「応じ」を「応じ」に改め、同項第九号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加え、同条第十二項中「の各号」を削り、同条第十六項中「の各号」を削り、同項第五号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改める。

第二条の五第一項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第六号中「応じ」を「応じ」に改め、同項第八号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加え、同条第九項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第七号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加え、同条第十三項中「の各号」を削り、同条第十七項中「の各号」を削り、同項第五号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改める。

第三条の四第四項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「の金額」の下に「当該国との間の租税条約の規定においてその者（当該租税条約に係る相手国等における居住者であるものに限る。）の所得として取り扱われる部分の金額が含まれない場合には、当該金額。以下この号において同じ。）」を加え、同項第十一号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加える。

第四条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「住所又は」を「住所」に改め、同項第五号中「氏名」を「氏名及び」に、「名称」を「名称及び」に改め、同条第二項第一号中「住所又は」を「住所」に改め、同項第五号中「氏名」を「氏名及び」に、「名称」を「名称及び」に改め、同条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、「の各号」を削り、同項第五号中「名称」を「名称及び」に改め、同条第十五項中「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十一項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十一項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「相手国等の法令に基づき」を「規定において」に改め、同項第九号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「若しくは第三項各号」を「、第三項各号若しくは第四項各号」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「経由した前項」を「経由した同項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「ことは又は」を「こと、」に、「を要件」を「又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件」に、「前項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的施設に帰せられないこと又は国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする」を「同項に規定する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「ことは又は」を「こと、」に、「を要件」を「又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件」に、「前項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　相手国居住者等である個人は、その支払を受ける所得税法第百六十一条第一項第十二号イに掲げる給与につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、当該給与につき国際運輸（租税条約に規定する国際運輸をいう。次項において同じ。）の用に供される船舶又は航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けようとするときは、次項の規定により届出書を提出すべき場合を除くほか、当該給与に係る源泉徴収義務者ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該租税条約の効力発生の日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、当該源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該給与の支払を受ける者の氏名、国籍、住所及び国内における居所（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所、国内における居所及び個人番号）

二　当該給与の支払を受ける者の当該給与に係る租税条約の相手国等における納税地及び当該支払を受ける者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

三　当該給与につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

四　当該給与の種類、金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となつた契約の内容

五　当該給与の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

六　当該給与の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

七　その他参考となるべき事項

第六条の二第一項中「法第五条の二第一項に規定する居住者（以下この項及び次項において「居住者」という。）」を「居住者」に、「同条第一項」を「法第五条の二の二第一項」に改め、「同項に規定する相手国等との間の」を削り、同項第二号及び第六号並びに同条第二項中「第五条の二第一項」を「第五条の二の二第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「第五条の二第三項」を「第五条の二の二第三項」に改め、同条第五項中「第四条の二第五項」を「第四条の三第五項」に改め、同項第一号及び第六号中「第五条の二第五項」を「第五条の二の二第五項」に改め、同条第六項中「第四条の二第五項」を「第四条の三第五項」に改め、同項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、「国との間の」を削り、同項第二号中「並びに」の下に「当該申告対象株主等である名者の所得」を「当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得」に、「もので」を「部分で」に改め、「国との間の」を削り、同項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、「国との間の」を削り、同項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「並びに」の下に「当該相手国団体に係る申告対象相手国団体所得に係る国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該国の団体の所得として取り扱われるものであつて所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものの金額（）を、「の金額」の下に「が含まれない場合には、当該金額。以下この号において同じ。）」を加え、同項第十一号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加える。

第九条の三第一項中「うち、」の下に「租税条約の規定において」を加え、「に係る国においてその法令に基づき当該株主等である名者の所得」を「当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得」に、「もので」を「部分で」に改め、「国との間の」を削り、同項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、「国との間の」を削り、同項第二号中「事情」を「場合には、その事情」に改め、同項第三号中「並びに」の下に「当該申告対象相手国団体に係る国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該国の団体の所得として取り扱われるものであつて所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものの金額（）を、「の金額」の下に「が含まれない場合には、当該金額。以下この号において同じ。）」を加え、同項第十一号中「第二号」の下に「に規定する場合には、同号」を加える。

第九条の五第一項中「第九条の三の二第一項」を「第九条の三の二第一項」に改め、同条第二項及び第五項中「第九条の三の二第一項」の下に「、第三十七条の十一の四第一項」を加え、同条第十三項中「第四条第六項」を「第四条第七項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同条第十四項中「第四項」を「第五項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第九条の六第十三項中「第四条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第十五項中「第四条第十一項」を「第四条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改める。